

会社法施行と経営状況分析の変更点 ⑦ 経営状況分析上の変更点(その2)

はじめに

「会社法施行と経営状況分析の変更点」7回目の今回は、前回に引き続き経営状況分析上の変更点、すなわち、会社法改正に伴う、Y 点計算上の変更点について解説してまいります。

1. 「キャッシュ・フロー」の定義の変更

(1) キャッシュ・フローとは

そもそも「キャッシュ・フロー」とは、“Cash Flow”であり、一事業年度における“お金の流れ”を表わすもので、上場会社等が作成している有価証券報告書では、「キャッシュ・フロー計算書」として、財務諸表のひとつとなっています。

この「キャッシュ・フロー計算書」では、お金の流れをその源泉別に、①営業活動によるキャッシュ・フロー、②投資活動によるキャッシュ・フロー、③財務活動によるキャッシュ・フローに分けて記載することとなっています。

経営状況分析で定義される「キャッシュ・フロー」とは、上記のうち①営業活動によるキャッシュ・フローの金額を簡便化した算式で表わしたものであることができます。

(2) 従来の算式

「キャッシュ・フロー」の従来の算式は以下のようになっていました。

【当期純利益＋法人税等調整額＋当期減価償却実施額＋引当金増減額－株主配当金－役員賞与金】

当期純利益、法人税等調整額は、損益計算書に記載されている数値です。減価償却実施額は、当期に計上した減価償却費等の額の総額で

あり、申請書に記載していただく、「あの」「減価償却実施額」です。引当金増減額は、貸借対照表における、貸倒引当金、賞与引当金、退職給付引当金、工事補償引当金などの各種引当金の合計額の前期末と当期末の残高の差額です。株主配当金と役員賞与金は、申請期に係る株主総会で決議された金額です(下図参照)。

(3) 変更後の算式

変更後の算式は以下のとおりです。

【当期純利益＋法人税等調整額＋当期減価償却実施額＋引当金増減額－剰余金の配当の額】

引当金増減額までは変更ありません。「剰余金の配当の額」は、申請事業年度中に確定した配当金の総額であり、前期末の株主総会で確定したもののほか、中間配当、四半期配当も含めます(下図参照)。

なお、役員賞与ですが、会社法においては剰余金処分による役員賞与の支給はできなくなります。会社法上、役員賞与は、損益計算書の販売費及び一般管理費に役員賞与または役員報酬として計上されることとなります。

キャッシュ・フローは、その値が大きいほどY点が高得点になりますが、変更の影響は前期、当期の配当の金額等に依存することとなります。

2. おわりに

キャッシュ・フローの定義の改正は、特にそれ自体に趣旨があるわけではなく、商法⇒会社法の改正に平仄を合わせたものといえましょう。

次回からは、私ども登録経営状況分析機関の業務取扱上の変更点について解説してまいります。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)

【キャッシュ・フローの計算上控除する配当金等の金額】-3月決算の例-

